

第35回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年5月28日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 橋 場 和 幸

2番 嗟 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

7番 村 越 敏 春

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 4 条許可に係る事業計画変更承認申請に対する回答書の交付について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 13 | 議案第 6 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 14 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局長 第35回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。
ようやく新型コロナウイルス感染者が減少し、非常事態宣言が解除され、色々な制限が少しずつ緩められていますけれども、まだまだ安心ができない大変な中、第35回総会に全委員の出席をいただきまして大変ありがとうございます。本総会につきましても前回同様、時間短縮を図り、なるべく早く終了したいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。
また、本総会につきましては、報告が2件、附議案件6件と今回も大変多くなっておりますけれども、ご審議のほどよろしく願いして、開会にあたっての御挨拶に代えさせていただきます。
本日は大変ご苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番白川英之委員、4番谷口委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 (会務報告あるも省略)

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けません。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。
日程第6 報告第1号 農地法第4条許可に係る事業計画変更承認申請に対する回答書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第4条許可に係る事業計画変更承認申請に対する回答書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領では、総合振興局長等は農地法第4条及び第5条により許可を受けた農地等について、転用事業の目的の達成が困難な場合において、転用事業者から転用目的の変更申請が行われたときは、要領で定められている事項の全てに該当する場合は、これを承認するとされております。

本案は、〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました事業計画変更承認申請1件に対する回答書の交付でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、牛舎の建設位置及び規模の変更に伴い、北海道知事に転用事業計画の変更承認申請を行っていたものですが、〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により承認することの回答をいただき、〇月〇〇日に農業委員会より回答書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とさ

れております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出3件の調整報告であります、

整理番号1は、厚岸町トライベツ〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会5名と嵯峨委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の下承を得ることが出来ました。その後の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書4ページ、5ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会5名と嵯峨委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の下承を得ることが出来ました。その後の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書6ページ、7ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に整理番号3は、貫人〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇日付けで所有権移転によるあっせんの申出があったものでございますが、対象地は貫人〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会5名と嵯峨委員により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇〇氏の下承を得ることが出来ました。その後の農地利用協議の結果、〇〇〇〇氏が農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書8ページ、9ページ及び議案関係資料3ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げましたが、詳細につきましては、引き続き私の方から説明しますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

事務局 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、
浜農委2-2号の願い出人は、姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は姉別南〇〇〇番、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡のうち〇万〇、〇〇〇㎡で、育成舎の建設に係る現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、谷口委員、阿部委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、既に施設が建設されており、農地として利用されていないため、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員 経過については事務局の言われたとおりで、今後こういう問題が出てくることが予想されるがなるべくその前に処理できる体制を今後とっていければと思います。

議 長 他に何かありませんか。

調 査 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
浜農委2-2号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委2-2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委2-2号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。

また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は3件の許可申請でございますが、

整理番号1の申請者は、姉別南〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに育成牛舎を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、谷口委員、阿部委員により、〇月〇〇日に実施しております。

次に整理番号2の申請者は、厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに育成牛舎を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、谷口委員、阿部委員により、〇月〇〇日に実施しております。

次に整理番号3の申請者は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、経営規模拡大により新たに育成牛舎、堆肥舎等を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、白川英之委員、橋場委員、嵯峨委員により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長島主事

(詳細説明あるも省略)

事務局 長

(補足説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調査委員の方々、何かありませんか。

調 査 委 員

(なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第2号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされており。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されています。

本案は、2件の届出でございますが、

整理番号1は、浜中東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中東〇線〇〇番〇〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までで、平成〇〇年〇〇月〇日に法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は熊牛基線〇〇番〇〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までで、令和〇年〇〇月〇〇日に法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから、議案第3号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案
の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若し
くは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または
農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があつ
た場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対し
て利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」
とされております。

本案は、売買2件による利用権設定の申出でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積
〇〇万〇、〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、

整理番号2は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇万〇、
〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係
る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農
政係長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
まず、本案について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。
調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思ひます。よ
ろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1、2については、どちらも農地部会にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は所有権移転3件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、整理番号1の所有権を移転する者は、厚岸町プライベート○○○番地、○○○○氏、対象地は西円朱別西○○線○○番ほか○筆、面積○万○, ○○○㎡で、この土地を西円朱別西○○線○○番地、○○○○ ○○○○○に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号2の所有権を移転する者は、西円朱別西○○線○○番地、○○○○氏、対象地は西円朱別西○○線○○番ほか○筆、面積○万○, ○○○㎡で、この土地を西円朱別西○○線○○番地、○○○○ ○○○○○に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号3の所有権を移転する者は、貫人○○○番地○、○○○○氏、対象地は貫人○○○番ほか○筆、面積○○万○, ○○○㎡で、この土地を姉別南○○○番地、○○○○氏に所有権の移転をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、詳細につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第5号の質疑を行います。 まず、整理番号1について質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
事務局 長	日程第13 議案第6号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第6号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその

内容をご説明申し上げます。

本案については、令和2年5月8日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農業用施設の建設に伴う用途区分の変更と研修生住宅建設に伴う農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、変更一覧表に記載のNO.2で○番○○○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の方法といたしましては、NO.1の質疑、採決を先に終了させ、続いてNO.2の質疑を行いたいと思います。

それでは、これから、NO.1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、NO.1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、NO.1は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

次にNO.2の質疑を行います。○○○○委員につきましては、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

それでは、これから、NO.2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、NO.2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり適正であると判断することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、NO.2は、原案のとおり適正であると判断し、その旨を記載した回答書を町長に送付することに決定いたしました。

(〇〇〇〇委員入室)

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、6月25日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、6月25日、木曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、6月25日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第35回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時15分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

3番 白川 英之

浜中町農業委員会

4番 谷口 正明

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受 ける者	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○ ○	移転をす る者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受ける者	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○ ○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第35回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号3 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	